

お知らせ なんたん

新南丹市
電話 0771-68-0001

第144号(3の2)平成24年1月13日発行

旧大野保育所施設を売却します

障がい者用のグループホームが不足している状況を踏まえ、公共施設の未使用施設である美山地区の旧大野保育所を買い取り、障がい者用のグループホームとして整備、運営していただける方を募集します。

- 募集期間** 2月20日(月)～29日(水)
- 売却物件** 旧大野保育所施設(敷地、建物および敷地内付帯設備・備品含む)
- 申込方法** 募集要項を1月16日(月)から社会福祉課に備え付けます。また、ホームページにも掲載します。要項に従ってお申し込みください。

◇申込・問合せ先 社会福祉課 TEL (0771) 68-0007

不妊治療助成申請について

子どもに恵まれないため不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担を軽減するために不妊治療費の一部を助成しています。平成23年4月受診分から、保険診療だけでなく人工授精も助成対象となり、助成限度額が上がりました。

- 対象者** ①南丹市在住で、京都府内に1年以上居住している夫婦
※婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係にある方は、人工授精治療を除く。
②各種医療保険に加入していること
- 給付対象** 不妊治療のうち、保険適用のある治療および人工授精
※府外の医療機関での治療も対象です。診断のための検査は助成対象外です。
- 助成金額** ①助成割合：本人負担額の2分の1
ただし、医療保険法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則などで不妊治療に要する費用の給付がされる場合には、その額を除きます。
②助成限度額：保険適用のある治療のみの場合、1年度につき6万円
※夫婦双方が不妊治療を受けている場合は、それぞれにつき6万円までとします。それ以外の場合は、1年度につき10万円を限度とします。
※助成期間、助成回数に制限はありません。
③前年度助成額が限度額に達していない場合は、上記限度額に、その差額を加えた額を限度額とします。
- 申請方法** 不妊治療助成金交付申請書および医療機関証明書を保健医療課または各支所健康福祉課に提出してください(郵送可)。不妊治療助成金交付申請書と医療機関証明書は、保健医療課および各支所健康福祉課に備え付けています。医療機関証明書は府内医療機関にも備え付けています。申請は診療日から起算して1年以内に行ってください。
- その他** 平成22年度治療分の申請がまだの方は早めに申請してください。平成22年度治療分の助成は、人工授精は対象外です。また、助成割合は本人負担額の2分の1ですが、1年度につき5万円を限度とします。

◇申請・問合せ先 保健医療課 TEL (0771) 68-0016

特定不妊治療費助成申請について

体外受精および顕微授精を受けられた夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療に掛かった費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。

- 助成額** 1回の治療につき15万円まで助成。1年度当たり2回(初年度のみ3回)を限度とします。
- 対象期間** 通算5年間
- 所得制限** 前年の所得が730万円(夫婦合算)未満
- 対象・注意** 平成23年度は、治療終了日が平成23年4月1日から3月31日の方が対象です。申請は3月30日(金)までに行ってください(治療の終了後はなるべく早く申請してください)。ただし、事情により3月末までに申請が間に合わない場合は、治療終了日から起算して1年以内に申請してください。

◇申請・問合せ先 南丹保健所 TEL (0771) 62-4753 保健医療課 TEL (0771) 68-0016

献血・骨髄ドナー登録にご協力ください

赤十字血液センターの採血車による献血と骨髄ドナー登録会を実施します。人の生命を救える大切な献血です。ご協力をお願いします。

日程	受付時間	場所
1月27日(金)	午前10時～11時30分 午後0時30分～3時30分	京都府園部総合庁舎

◇問合せ先 保健医療課 TEL (0771) 68-0016

第2次南丹市行政改革大綱(案)に関する意見募集

「持続可能な行財政運営の推進」、「市民満足度向上のための行政運営の推進」の2つを大きな目標として行政改革を推進するため、平成24年度から平成28年度までの第2次南丹市行政改革大綱(案)を作成しました。このたび大綱(案)を公開し、市民の皆さんの意見、提言を募集します。

- 募集期限** 1月27日(金) 必着
- 公開場所・提出様式** 企画調整課および各支所地域総務課に備え付けています。また、市ホームページでも閲覧、入手できます。
- 対象** ・市内在住の方 ・市内に所在する学校に在学する方
・市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体
・市内に所在する事務所または事業所に勤務する方
・市税の納税義務を有する方
- 注意** 提出意見は日本語に限り、用紙は指定様式に限り、住所、氏名、連絡先(法人その他の団体などは、その名称、所在地、連絡先)は必ず記入してください。記入がない場合はお受けできません。また、電話によるご意見はお受けできません。
- 意見公表** 意見の概要とそれに対する本市の考え方はホームページなどで一定期間公表します。(意見の概要を公表する場合、氏名、住所などは公表しません。また、個別の回答はできません)
- 提出方法** 指定用紙に必要事項を記入の上、持参(企画調整課または各支所地域総務課)、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

◇提出・問合せ先 企画調整課 TEL (0771) 68-0065 FAX (0771) 63-0653
〒622-8651 南丹市園部町小桜町47 企画調整課 宛
Eメール kikaku@city.nantan.kyoto.jp

南丹市障害者計画・第3期障害福祉計画(素案)に関する意見募集

「障がいのある人もない人も、地域において共に安心して暮らせるユニバーサルデザインの社会」を実現するため、国の法改正や南丹市における施策の課題などを踏まえ、自立と社会参加の支援の取り組みを発展させるものとして、南丹市障害者計画および第3期障害福祉計画(素案)を作成しました。このたび素案を公開し、市民の皆さんの意見、提言を募集します。

- 募集期限** 2月10日(金) 必着
- 公開場所・提出様式** 社会福祉課または各支所健康福祉課に備え付けています。また、市ホームページでも閲覧、入手できます。
- 対象** ・市内在住の方 ・市内に所在する学校に在学する方
・市内に事業所または事業所を有する個人および法人その他の団体
・市内に所在する事務所または事業所に勤務する方
・市税の納税義務を有する方
- 注意** 提出意見は日本語に限り、用紙は指定様式に限り、住所、氏名、連絡先(法人その他の団体などは、その名称、所在地、連絡先)は必ず記入してください。記入がない場合はお受けできません。また、電話によるご意見はお受けできません。
- 意見公表** 意見の概要とそれに対する本市の考え方はホームページなどで一定期間公表します。(意見の概要を公表する場合、氏名、住所などは公表しません。また、個別の回答はできません)
- 提出方法** 指定用紙に必要事項を記入の上、持参(社会福祉課または各支所健康福祉課)、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

◇提出・問合せ先 社会福祉課 TEL (0771) 68-0007 FAX (0771) 68-1166
〒622-8651 南丹市園部町小桜町47 社会福祉課 宛
Eメール s-fukushi@city.nantan.kyoto.jp

中途失聴・難聴者若者の集いのお知らせ

中途失聴、難聴に悩んでいる方、障がいを乗り越えて頑張っている方、みんな集まって職業や結婚、これからの生活などについて語り、学び合いませんか。聞こえにくい、聞こえないという共通の困難に向き合っている若者をお待ちしています。

- 日時** 2月11日(土・祝) 午前10時～ ●**場所** 呉竹文化ホール
- 内容** ワークショップ、会食交流、寺田屋・酒造見学(会食交流、見学は希望者のみ)
※参加費は無料ですが、会食交流(昼食)を希望の方は500円必要です。
- 申込方法** 1月31日(火)までにFAXでお申し込みください。

◇申込・問合せ先 京都府難聴者協会事務局 FAX (075) 951-4982